

北海道空き家情報バンク管理者 様

北海道空き家情報バンク登録申請書

住所 _____

氏名 _____

（※記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載してください。）

北海道空き家情報バンク運営要綱（以下「要綱」とする。）に定める内容に同意し、次の1～7に相違ないので要綱第5条第1項の規定により、北海道空き家情報バンクへ登録を申請します。

記

- 1 申請する「空き家」又は「空き地」は良好な管理状態にあり、登記済である。
- 2 申請する「空き家」又は「空き地」に係る税の滞納はない。
- 3 登録内容は、「北海道空き家情報バンク登録票」（様式第2号）及び写真（外観、内部、周辺環境等）のとおりである。
- 4 登録情報について、北海道、所在市町村と情報を共有することを了承する。また、所在市町村が運営する空き家バンクへの情報掲載についても了承する。
- 5 原則、担当仲介事業者（宅地建物取引業事業者）による仲介を行うこととするため、登録情報について、不動産取引関係団体に情報を共有することを了承する。
- 6 登録情報について、北海道、不動産取引関係団体、所在市町村が現地確認する際の敷地への立入を了承する。
- 7 登録内容を北海道空き家情報バンクホームページ上で公開することを了承する。
- 8 北海道、北海道空き家情報バンクの管理者、所在市町村は、空き家及び空き地の当事者間の売買又は賃貸借に係る交渉及び契約について、直接関与しないことを了承する。
- 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではない。

【留意事項】

- ※登録には、「空き家」又は「空き地」の登記がされていることが必要です。
- ※外観写真がない場合でも登録は可能ですが、できる限り添付願います（写真は外観、内部、周辺環境等も含めて10点まで登録可能です）。
- ※別紙登録票のほか、登記簿謄本（登記事項証明書）、物件の周辺地図の写しが必要になります。
- ※登録には、抵当権等が抹消できることが必要です（登記事項証明書を確認願います）。
- ※担当仲介事業者が仲介を行う場合は、媒介契約が必要であり、成約時に仲介手数料（宅地建物取引業法に基づく額の範囲内）を支払う必要があります。
- ※不動産取引業者と既に媒介契約を締結している場合は、その契約書の写しを添付して下さい。
- ※所有者の個人情報は非公開とします。
- ※北海道個人情報保護条例（平成6年3月31日北海道条例第2号）の趣旨に基づき、申請書等に記載された個人情報は、適切に管理するとともに、利用希望者等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。